

議第66号 専決処分の承認について

1 提案理由

令和元年10月に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、低所得者の介護保険料を軽減するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されました。

この介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」といいます。）の一部改正を受け、令和2年度から軽減強化後の保険料率を適用するため、呉市介護保険条例（平成12年呉市条例第16号）の改正をし、令和2年4月1日に施行する必要性がありましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、当該条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

2 低所得者に係る介護保険料軽減強化について

平成26年4月に行われた消費税及び地方消費税の税率の引上げを契機に、低所得者の保険料の軽減強化のため、施行令の一部改正（平成27年政令第211号による改正）が行われ、第1号被保険者の第1段階保険料について、保険料基準額に乗じる割合を、標準割合（0.5を標準として市町村が定める割合。以下同じ。）から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合とする仕組みが設けられました。

この度、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられたことを踏まえ、施行令の一部改正が行われ、第1段階の保険料の軽減割合が、標準割合から0.2を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合に、第2段階は0.25、第3段階は0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合にそれぞれ軽減が強化されました。

3 改正の内容

(1) 第1号被保険者の第1段階保険料

0.44から0.125を減じて0.315としていた保険料基準額（66,000円）に乗じる割合について、0.44から0.2を減じた0.24とし、第1段階の保険料を15,840円としました。

(2) 第1号被保険者の第2段階保険料

0.67から0.125を減じて0.545としていた保険料基準額に乗じる割合について、0.67から0.25を減じた0.42とし、第2段階の保険料を27,720円としました。

(3) 第1号被保険者の第3段階保険料

0.7から0.025を減じて0.675としていた保険料基準額に乗じる割合について、0.7から0.05を減じた0.65とし、第3段階の保険料

を42,900円としました。

区分	対象者	年額保険料		
		改正前(a)	改正後(b)	(b)-(a)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している人 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額）から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人 	20,790 円	15,840 円	▲4,950 円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額（第1段階と同じ）から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円超120万円以下の人 	35,970 円	27,720 円	▲8,250 円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯で課税年金収入金額と合計所得金額（第1段階と同じ）から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円超の人 	44,550 円	42,900 円	▲1,650 円

4 施行期日

令和2年4月1日